

**鎌倉市交通需要管理検討業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

平成30年5月

鎌 倉 市

目 次

◆はじめに-----	1
1 委託業務等の内容-----	2
(1) 業務の名称	
(2) 業務の内容	
(3) 委託業務期間	
(4) 委託料上限額	
2 応募資格要件-----	2
3 応募手続-----	3
(1) 関係書類の配布	
(2) 参加表明書等の提出	
(3) 参加表明書等の資格審査結果の通知	
(4) 質問書の受付及び回答	
(5) 技術提案書及び参考見積書の提出	
4 技術提案書等の審査-----	5
(1) 審査会の設置	
(2) 審査方法	
(3) 評価項目	
(4) プレゼンテーション・ヒアリングの開催	
(5) 審査結果の通知	
5 委託業務の契約手続-----	7
6 その他の留意事項-----	7
7 スケジュール-----	8
8 参加表明書作成要項-----	9
(1) 参加表明書の様式等	
(2) 提出部数	
(3) 参加表明書の記載上の留意事項	
9 技術提案書作成要項-----	11
(1) 技術提案書等の様式	
(2) 技術提案書等の提出部数	
(3) 技術提案書等の記載上の留意事項	
10 事務局-----	12

◆はじめに

鎌倉市の観光拠点である鎌倉地域では、慢性的な交通渋滞が生じており、救急や消防活動に支障を来とし、市民の日常生活に多くの影響が出ています。

こうした状況を改善するには道路整備等が急務となりますが、鎌倉地域の道路網は中世の形態を踏襲したもので、歴史的環境の保全など様々な制約があることから、整備が困難な状況となっています。

そのため、既存の道路や駐車場を有効に活用した、交通需要マネジメント施策であるパークアンドライドや鎌倉フリー環境手形などをこれまで実施してきましたが、目に見えた交通渋滞の解消には至っていません。

そこで本市では、市長の諮問機関として、交通政策を効果的に推進するため、交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う「鎌倉市交通計画検討委員会^{※1}」（以下「検討委員会」という。）を平成24年5月に設置し、ロードプライシングを含む20の施策の検討を進めてきました。

本市では、検討委員会での検討を踏まえ、（仮称）鎌倉ロードプライシング^{※2}が渋滞解消に最も効果が高いものと考え、導入に向けて専門的な見地から課題を整理するため、鎌倉市交通計画検討委員会特別委員会^{※3}を設置し、検討を続けています。また、並行して平成31年度に一般道路にETC機器を設置した社会実験を行って課題を洗い出し、課題解決した上で本格実施を目指すことを計画していますが、現在のところ、一般道路へのETC機器設置は法制面や技術面での課題があり、国等との協議をしていく必要が生じています。

以上のことを踏まえ、本委託業務では、平成31年度の（仮称）鎌倉ロードプライシングの社会実験に向けた計画立案や仕様書の作成、一般道での使用を想定したETC機器の動作確認及び「鎌倉市交通計画検討委員会特別委員会」（以下「特別委員会」という。）の運営補助や資料の作成（専門的な助言・指導をいただくための資料作成を含む。）を行うものとしています。

※1 これまでの、検討委員会での検討内容の詳細は、鎌倉市ホームページで確認できます。

⇒<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/kentou-iinkai.html>

※2 観光施設が集積している鎌倉地域において、交通渋滞の解消を目的に流入車両に対して課金するもの。

※3 これまでの、鎌倉市交通計画検討委員会特別委員会での検討内容の詳細は、鎌倉市ホームページで確認できます。

⇒http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/special_iinkai.html

1 委託業務等の内容

(1) 業務の名称

鎌倉市交通需要管理検討業務委託

(2) 業務の内容

別紙の「鎌倉市交通需要管理検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 委託業務期間

本業務の履行期間は、契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までとします。

(4) 委託料上限額

25,974,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む*。）とします。

※ 本委託業務の契約締結に係る上限額です。

2 応募資格要件

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、これに参加しようとする者は、以下の全ての条件を満たすこととします。

なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、共同して応募する全ての事業者がこれらの要件を満たしていなければならない。契約予定事業者となった場合は、代表企業と契約を行うものとします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ・ 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- ・ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく、指名停止又は指名留保の期間中でないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- ・ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- ・ 参加申込時点で神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ・ 神奈川県又は東京都内に本社又は受任地を有すること。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に受注し既に履行を完了した、国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務について実績を有していること（JV 等の場合は代表企業に限る）。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に受注し既に履行を完了した、学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会（審議会・協議会）の運営支援に関する業務について実績を有していること（JV 等の場合は代表企業に限る）。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に受注し既に履行を完了した、ITS に関する業務について実績を有すること。

3 応募手続

(1) 関係書類の配布

ア 配布期間

平成 30 年 5 月 10 日 (木) から 5 月 25 日 (金) まで

イ 入手方法

配布期間中に鎌倉市のホームページよりダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/koubogataproposal.html>)

(2) 参加表明書等の提出

本委託業務の技術提案に参加しようとする場合は、参加表明書等の書類を提出し、参加の意思を表明してください。なお、提出期限以降の提出については、いかなる理由でも受け付けませんのでご注意ください。

ア 提出期間 平成 30 年 5 月 10 日 (木) から 5 月 25 日 (金) まで

平日の 9 時から 17 時まで (但し、郵送の場合は 5 月 25 日 (金) 必着)

※持参の場合、平成 30 年 5 月 12 日 (土)、13 日 (日)、19 日 (土)、20 日

(日) は受け付けができませんのでご注意ください

イ 提出先 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市共創計画部交通政策課

電話 0467-23-3000

内線 2510、2511 (担当：中島、福留、深井)

Eメール：koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp

ウ 提出書類等

提出書類等	部数	内容・記載を要する事項等	備考
1 参加表明書	2 部	・「8 参加表明書作成要項」に示すとおり	【様式 1-1～1-7】 正本 1 部、副本 1 部
2 会社概要書	1 部	・会社概要	【様式 2】 パンフレット
3 誓約書	1 部	・応募資格要件等を満たす旨の誓約書	【様式 3】

エ 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付郵便に限る。)

オ 留意事項 業務の実績について、業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを 1 部添付すること。

カ 周知方法 鎌倉市のホームページ及びかながわ電子入札共同システムのホームページにおいて周知します。

(3) 参加表明書等の資格審査結果の通知

平成 30 年 5 月 28 日 (月) に、参加表明書の提出者に対し応募資格要件の確認結果及び選定・非選定の通知を行います。なお、審査結果については、電子メールで通知します。

(4) 質問書の受付及び回答

本募集要領に係る質問及び回答は、電子メールにて行います。なお、電子メール以外での質問 (電話での問合せ等) は受け付けませんので、ご注意ください。

ア 提出期間 平成 30 年 5 月 10 日 (木) から 5 月 17 日 (木) 17 時必着

イ 提出書類 質問書【様式4】

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出してください。なお、未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。

(提出先) 鎌倉市共創計画部交通政策課 (担当: 中島、福留、深井)

Eメール: koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp

電話 0467-23-3000 内線 2510、2511

エ 回答方法

平成30年5月22日(火)までに、鎌倉市のホームページにて質問及び回答を公表するとともに、公表した旨について、質問書の提出及び公表時点で参加申込みをしていただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

(5) 技術提案書及び参考見積書の提出

技術提案書及び参考見積書(以下「技術提案書等」という。)は、「9 技術提案書作成要項」に基づき提出してください。

ア 提出期間 平成30年5月28日(月)から平成30年5月31日(木)まで

平日の9時から17時まで

イ 提出書類 技術提案書一式

- ・技術提案書(かがみ)【様式5】
- ・技術提案書(提案内容)【様式任意】
- ・参考見積書

ウ 提出部数

10部※(正本1部、副本9部)

※技術提案書(かがみ)については、正本1部とする。

エ 提出方法

事前に提出日時について電話連絡を行った上で、事務局へ持参してください。

オ 技術提案書等の取扱い

提出期間後の技術提案書等の変更は認めません。また、提出された全ての書類は返却しないこととします。

4 技術提案書等の審査

(1) 審査会の設置

「平成 30 年度鎌倉市交通需要管理検討業務委託業者審査会（以下「審査会」という。）」を開催します。

(2) 審査方法

提出された技術提案書等に基づき審査を行います。その際、技術提案書等に関する具体的かつ簡潔な説明（プレゼンテーション）を提案者をお願いします。技術提案書等の内容について、審査会によるヒアリングを実施し、最優秀提案者及び次点者を選定します。

最も高い点数を得た業者を優先交渉権者を選定します。最も高い点数を得た業者が辞退等により契約を行わなかった場合には、次点の業者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

なお、最も高い点数を得た業者が複数の場合は、見積価格が廉価の者を上位とします。更に見積価格も同価格の場合は審査会による協議で選定することとします。

また、選考にあたっては最低基準を設けます。すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、この公募型プロポーザルにおいては契約を行わないこととします。

(3) 評価項目

	評価項目	評価基準
1	業務の実績について	<p>平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務について、十分な実績数（契約書の写し等の書類により証明できるもののみ）を有しているか（JV等については代表者に限る）</p> <p>平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会（審議会・協議会）の運営支援に関する業務について、十分な実績数（契約書の写し等の書類により証明できるもののみ）を有しているか（JV等については代表者に限る）</p> <p>平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、ITSに関する業務について、十分な実績数（契約書の写し等の書類により証明できるもののみ）を有しているか</p> <p>平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、交通の社会実験に関する業務について、十分な実績数（契約書の写し等の書類により証明できるもののみ）を有しているか</p>
2	本委託業務を履行する際の体制等について	<p>管理技術者の所属部署（事業所）の位置</p> <p>業務履行に向けた配置人員数</p> <p>国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務に携わった実績（テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ）のある担当者が配置されているか</p> <p>学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会（審議会・協議会）の運営支援に関する業務に携わった実績（テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ）のある担当者が配置されているか</p> <p>ITSに関する業務に携わった実績（テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ）のある担当者が配置されているか</p> <p>交通の社会実験に関する業務に携わった実績（テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ）のある担当者が配置されているか</p>
3	鎌倉市の交通実態及び20の施策等の熟知について	<p>これまでににおける鎌倉市の交通実態及び自動車利用の抑制策を含む20の施策等の検討内容や課題について理解しているか</p>
4	業務スケジュールについて	<p>鎌倉市の定例行事等（市議会など）や次年度予算要求スケジュール（平成30年11月末まで）についても考慮された実行性の高い業務履行スケジュールとなっているか</p> <p>作業工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられ、事業の進捗が滞った際の対応についても検討されているか</p>
5	提案全般について	<p>本委託業務の趣旨を理解し、適切な提案が示されているか</p> <p>仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか</p> <p>提案書がわかりやすく、説得力があるか</p>
6	プレゼンテーション（質疑応答含む）について	<p>プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。また質疑への応答は適切であるか</p> <p>本業務委託に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか</p>

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの開催

- ア 開催日時及び場所 技術提案書等の提出期限後、概ね1週間を目途に開催することとします（平成30年6月6日（水）を予定）。
なお、開催日時及び場所については、提案者へ電子メール等で個別に通知します。
- イ 説明時間 15分以内（別に質疑応答の時間10分程度設けます。）
- ウ 出席者 3名以内
- エ 説明方法 説明方法は自由とします。ただし、説明を行う者は本委託業務の担当者とします（パワーポイント等を使用する場合は、市で用意したPC及びプロジェクターを使用することも可能です）。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション・ヒアリングの結果は書面にて、選定者、非選定者に対し平成30年6月11日（月）（予定）までに通知します。

5 委託業務の契約手続

本委託業務の優先交渉権者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結することとします。

6 その他の留意事項

- (1) 参加事業者が、本委託業務に係る契約を締結するまでの間、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格を喪失することとします。
- ア 「2 応募資格要件」のいずれかが満たされなくなった場合
- イ 提出された書類に虚偽が判明した場合
- ウ 本業務に関わる事項において、他の提案者と技術提案の内容等について相談した場合
- エ 本業務に関わる事項において、審査会の選定委員と接触した場合
- オ 選考の公平性を害する行為があった場合
- カ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 参加表明書（添付書類を含む。）、技術提案書等の作成及び提出（プレゼンテーションのための交通費等を含む。）に要する費用については、参加者の負担とします。
- (3) 提出した参加表明書、技術提案書等の全ての書類は返却しません。
- (4) 提案者が1者の場合も有効なものとして取り扱うものとします。
- (5) 参加表明後、プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式任意）を事務局へ提出してください。この場合、辞退者に不利益が生じることはありません。
- (6) 本業務に係る参考見積書に1（4）の委託料上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とします。
- (7) 提出後における参加表明書及び技術提案書等の差替え、追加、削除等は認めません。ただし、事務局が指示した場合は除きます。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、提出者の了承を得ることなく、最優秀提案者等の選定以外に使用しません。
- (9) 提出された技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続を行ってください。

7 スケジュール

日 程		事 項
平成30年	5月10日(木)～5月25日(金)	募集要領の配布期間(鎌倉市HP及びかながわ電子入札共同システムHPによる掲載)
	5月10日(木)～5月25日(金)	参加表明書の受付期間 (平日の9時から17時まで)
	5月28日(月)	資格審査結果の通知
	5月10日(木)～5月17日(木)	質問書の受付期間 (5月17日(木)17時必着)
	5月22日(火)	質問書の回答
	5月28日(月)～5月31日(木)	技術提案書の受付期間 (平日の9時から17時まで)
	6月1日(金)	技術提案書のプレゼンテーション日程通知
	6月6日(水)(予定)	プレゼンテーション・ヒアリング
	6月11日(月)(予定)	プレゼンテーションの結果通知
	6月下旬(予定)	結果公表、契約に向けた協議、契約締結

8 参加表明書作成要項

参加表明書については、本要項に沿って作成すること。

(1) 参加表明書の様式等

- ア 参加表明書は【様式1-1～1-7】のとおりとし、用紙は全てA4判で作成すること。
- イ 使用する文字のポイントは10ポイント以上とすること。
- ウ 記載欄等が不足する場合は、適宜追加しても構わない。

(2) 提出部数

- ア 参加表明書【様式1-1～1-7】 2部（正本1部、副本1部）
※正本の表紙には朱印を押印することとし、副本は写しで可とする。
- イ その他の提出書類
 - (ア) 会社概要書【様式2、パンフレット】 1部
 - (イ) 誓約書【様式3】 1部

(3) 参加表明書の記載上の留意事項

ア 【様式1-2～様式1-7】に記載している注記にも留意すること。

イ 各項目の内容に関する留意事項は下表のとおり。

項 目	内容に関する留意事項
1 業務の実績 【様式1-2～ 1-5】	<ul style="list-style-type: none"> ・「国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務（JV等については代表者に限る）」について、平成20年度から平成29年度の10年間に於ける1件以上の受注実績を記載すること。なお、5件を超える実績がある場合は、直近の5件のみを記載すること。 ・「学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会（審議会・協議会）の運営支援に関する業務（JV等については代表者に限る）」について、平成20年度から平成29年度の10年間に於ける1件以上の受注実績を記載すること。なお、5件を超える実績がある場合は、直近の5件のみを記載すること。 ・「ITSに関する業務」について、平成20年度から平成29年度の10年間に於ける1件以上の受注実績を記載すること。なお、5件を超える実績がある場合は、直近の5件のみを記載すること。 ・「交通の社会実験に関する業務」について、平成20年度から平成29年度の10年間に於ける受注実績がある場合、記載すること。なお、5件を超える実績がある場合は、直近の5件のみを記載すること。 ・記載する業務は、既に完了している業務（検査が終了し、成果物の引き渡しを終了している業務）とすること。 ・業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを各1部添付すること。
2 業務実施体制 【様式1-6】	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び担当者を記載すること。 ・必ず本委託業務の管理責任者を定め、該当者の欄にその旨を明記すること。
3 管理技術者及び担当者の経歴 【様式1-7】	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び担当者について、経歴等を記載すること。 ・業務に従事した経歴の欄に記載する業務は、各業務ごとでそれぞれ直近の3件までとすること。 ・業務に従事していた証明として、業務ごとにテクリスの写し等を添付すること。 ・本委託業務の管理責任者である場合は、その旨を明記すること。

9 技術提案書作成要項

(1) 技術提案書等の様式

ア 技術提案書（かがみ）

- ・【様式5】のとおりとし、用紙はA4判とします。

イ 技術提案書（提案内容）

- ・用紙はA4判で、様式は任意（片面印刷）とし、枚数は5枚以内としてください。
- ・使用する言語は、日本語とし、文字のポイントは10ポイント以上としてください。
- ・企業名、ロゴマーク等、提案企業名（構成員を含む）が類推できる記載（表現）は絶対に避けてください。
- ・仕様書の「4 業務内容」について、仕様書に記載されている留意事項に注意して以下のとおり提案を行ってください。

＜ロードプライシングの実施に向けた準備・検証＞

これまでの鎌倉市の交通実態及び自動車利用の抑制策を含む20の施策の検討内容や課題を踏まえて、平成31年度に実施する予定の社会実験の内容について提案してください。この社会実験は課金を前提としたシミュレーションとします。また、平成31年度に実施する社会実験との連動を視野に入れ、本格実施に向けたETCの動作確認、ETC車載率の把握・検証と非搭載車両に対応するための事務量の算出、走行中の車両のナンバープレート読取状況の検証、上記結果を踏まえた上での想定される課金箇所における機器（ETC及びカメラ）の設置条件のとりまとめについて、社会実験後の本格実施までのスケジュールを含めて具体的な提案を行ってください。

(2) 技術提案書等の提出部数

技術提案書等の提出部数 10部（正本1部、副本9部）

- ※ 正本の表紙には社印及び代表者印を押印することとし、副本は写しで可とします。なお、提出部数には、参考見積書、根拠（工数等）の資料も含むものとします。また、技術提案書（かがみ）の提出は、正本1部とします。

(3) 技術提案書等の記載上の留意事項

ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、できるだけ分かりやすい表現とするよう配慮してください。

イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記載し、必要に応じて図表等を利用してください。

ウ 参考見積書の内容に関する留意事項は以下のとおりとします。

- ・本委託業務の所要経費を見積もること。
- ・項目及び業務の内容については、適宜挿入して記載すること。
- ・項目はできるだけ特記仕様書の業務内容と整合させること。
- ・算出内訳、根拠(工数)等の資料を添付すること。
- ・本調査業務に係る見積額は、1(4)の委託料上限額以内とすること。
なお、委託料上限額を超える見積額を記載した場合は、失格となります。

10 事務局

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市共創計画部交通政策課（担当：担当：中島、福留、深井）

電話0467-23-3000 内線2510、2511

Eメール：koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp